



『労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定』の申し入れ(その1)交渉開催!

【第1項】

この間の議事録確認に基づき、運輸関係職場の訓練等を除く委員会活動及びマイプロジェクト活動の「始業開始前」の超過勤務については行なわないこと。

各種委員会活動等については、所定労働時間帯の前後を問わず、偏ることの無いように管理者が指示・管理していく考えである。

会社：マイプロ・委員会活動は必要な業務。就業規則内なら始業前でもと考えている。

組合：必要な業務なら超過勤務を発生させない勤務指定をするべき!

会社：それが出来れば一番良い。時間外労働で言えば前・後はない。平準化で解消できると思う。

組合：始業前の寸前まで超勤、そのあと乗務。ある程度余力がないとという問題意識だ!

会社：余力がないと出来ないとは言えないが、余力があればやりやすいと言える。

【第2項】

職場における各種委員会活動については、マイプロジェクトと同様に概ね月2回2時間程度の活動になるよう全職場に指導徹底すること。

現場長会議や管理者を対象にした勉強会において、36協定上の限度時間等について周知してきたところである。また、勉強会を通して再発防止に向けての取組みを行なってきたところである。

組合：マイプロが管理できなかった。制限のない委員会活動も管理できない!

会社：管理する仕組みが無かったと受け止めている。把握が大変という声は事実ある。

組合：今回の原因が委員会活動等が過度になったということを周知したか?

会社：委員会活動が過度・偏りがあったということを現場長には周知した。

【第1項】 要員に余力があればやりやすいということを一一致!!

【第2項】 委員会活動が過度であったということを一一致!!

第1項、第2項とも回答文言が一一致せず継続議論!!